

廿日市市文化資源保存活用事業補助金 Q&A

	質問	回答
1	神社の氏子代表が申請できますか。	できません。 この補助金の補助対象者は、文化資源を維持管理する地域自治組織（廿日市市まちづくり交付金交付要綱（平成29年告示第53号）第1条に規定する地域自治組織をいう。）の代表者だけです。
2	地域自治組織の代表者が申請するのであれば、地域の同意を得ていない事業でも補助対象になりますか。	補助対象外です。 地域自治組織の代表者は、地域の同意を得た上で申請してください。
3	コミュニティの経費からの支出について、総会などで反対が多く合意を得られませんでした。一部の住民だけで資金を負担して申請できますか。	できません。 補助金は補助事業に要する経費の全額が支給されるわけではありません。（補助額の詳細は交付要綱第5条を参照してください。）残りの額は、地域自治組織が支出すこととなります。また、実績報告時に地域の同意がわかる総会資料等の提出が必要です。
4	地域の行事や神楽の練習のための備品（比較的新しい太鼓など歴史的価値のないもの）などを保管している倉庫の修繕費は補助対象ですか。	補助対象外です。 工作物の設置、修復及び修繕が対象となるのは、地域で長く継承されてきたものを保存するために必須の場合のみです。 (古くから地域にある祠を風雨から守るための覆屋の新築など)
5	地域の行事や神楽の練習のための太鼓などの修繕費は補助対象ですか。	補助対象外です。 補助対象となるのは、修繕する対象のもの自体に価値があるとして、長く継承されてきたものだけです。
6	新規購入費（神楽の衣装など）は補助対象ですか。	新規購入費は全て補助対象外です。
7	地域の行事の運営費などは補助対象ですか。	補助対象外です。
8	個人が所有しているものも補助対象ですか。	これまで地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源であれば補助対象です。ただし、今後も地域自治組織全体で文化資源を維持管理する場合に限ります。
9	来年度以降もこの補助金はありますか。	未定です。